個人情報ファイルの名称	滞納管理システム
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を	総務部収納課
つかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	市税徴収のために利用する。
記録項目	氏名、住所、生年月日、性別、世帯員
記録範囲	近江八幡市に住民記録を有する者及び有し
	たことのある者、近江八幡市に不動産を有
記録情報の収集方法	する者 R
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
	なし
記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在	0. 2
開か調水寺を文理する組織の名称及び別住地	近江八幡市総務部収納課
	〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	_
による特別の手続等	N. below of the court below of t
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファ	法第 60 条第2項第1号(電算処理ファイ
(电异処理ノデイル/マニュデル処理ノデーイル)	ル)
個人情報ファイルの種別	有
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	13
の有無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす	(実施なし)
る個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組	(実施なし)
織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案をすることができる期間	(III.)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて	(規定なし)
いるときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	差押調書
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を	総務部収納課
つかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	市税徴収のために利用する。
記録項目	氏名、住所
記録範囲	差押が執行された者
記録情報の収集方法	金融機関、法務局
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在	近江八幡市総務部収納課
地	〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	_
による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第2項第1号(電算処理ファイ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファ	ル)
イル) 四人はおファイッの毎川	
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	有
の有無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす	(実施なし)
る個人情報ファイルである旨	() () ()
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組	(実施なし)
織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案をすることができる期間 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて	(相付え))
記述用刊に未例女能思問八月刊が含まれて	(規定なし)
いろときけその旨	
いるときはその旨 備考	

	1
個人情報ファイルの名称	交付要求書
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を	総務部収納課
つかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	市税徴収のために利用する。
記録項目	氏名、住所
記録範囲	強制換価手続が執行された者
記録情報の収集方法	地方裁判所、破産管財人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在	近江八幡市総務部収納課
地	〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	_
による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第2項第1号(電算処理ファイ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファ	ル)
イル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	
の有無) 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす	(
11 政機関守恒石加工情報の従来の募集をす る個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組	 (実施なし)
織の名称及び所在地	(大旭な し)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案を受ける組織の名称及び所在地	,
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて	(規定なし)
いるときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	執行停止決議書
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を	総務部収納課
つかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	滞納処分停止のため利用する。
記録項目	氏名、住所、生年月日、性別、世帯員
記録範囲	滞納処分が停止された者
記録情報の収集方法	税務課、市民課
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在	近江八幡市総務部収納課
地	〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	_
による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第2項第1号(電算処理ファイ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファ	ル)
イル)	
個人情報ファイルの種別	有
(政令第 21 条第 7 項に該当するファイル の有無)	
の有無力	(事物・1)
る個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組	 (実施なし)
織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて	(規定なし)
いるときはその旨	
備考	_

個人情報ファイルの名称	不納欠損決議書
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を	総務部収納課
つかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	調定額の消滅するために利用する。
記録項目	氏名、住所
記録範囲	強制換価手続が執行された者
記録情報の収集方法	地方裁判所、破産管財人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在	近江八幡市総務部収納課
地	〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	_
による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第2項第1号(電算処理ファイ
(電算処理ファイル/マニュアル処理ファ	ル)
イル) 四人は出る。 (全国)	
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	有
(政市第 21 宋第 7 頃に該ヨするノアイル の有無)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす	<u> </u>
る個人情報ファイルである旨	(大旭な じ)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組	(実施なし)
織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す	(実施なし)
る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて	(規定なし)
いるときはその旨	
備考	_